

## “詐欺被害解決”をうたう調査会社との契約は慎重に！！

架空請求やワンクリック詐欺、詐欺まがいの競馬情報サイト等の被害に遭った消費者が、インターネット広告を見て、調査会社に詐欺被害の解決を依頼する契約をしたが、調査会社の対応が不審・不安という相談が寄せられています。

### 相談事例

#### 事例1 架空請求メールが届き、個人情報に心配になり調査会社に相談したが不審！

「以前登録したサイトの未払いが発生。そのまま放置すると身辺調査を行う」とのメールが携帯電話に届いた。不安になりネットで見つけた調査会社に出向いて相談し、メールしてきた業者に身に覚えのないことを知らせる通知書を作成したが、自分名義でする通知だと分かった。架空請求する業者に住所・氏名を明らかにすることにもなるので対応に不信感を抱いた。手数料数万円を払ったが、契約はしていない。(30代 女性)

#### 事例2 ワンクリック詐欺の被害に遭い、調査を依頼したが、個人情報が心配！

スマートフォンでアクセスしたアダルトサイトで、「そのまま進む」のバナーを押しただけで、登録表示になった。アダルトサイトと契約するつもりが無かったので、不安になり、ネットで見つけた調査会社に電話をしたところ、このままでは大きな問題になると更に不安をあおられたため調査を依頼。しかし、この調査会社から個人情報が漏れるのではないかと心配になった。(20代 女性)

#### 事例3 詐欺まがいの競馬情報サイトの被害に遭い、調査を依頼。その後、解約を申し出たら暴言を吐かれた！

競馬情報を提供する会社の被害に遭った。「あなたの被害金は全額請求できます」とのインターネット広告を見て調査会社に電話したところ、被害に遭った会社に返金させたことがあるというので信用して調査を依頼。申込金を払ったが、その後不安になり解約を申し出たところ、調査会社の社員から延々と暴言を吐かれ恐ろしくなった。(50代 男性)

### 消費者へのアドバイス

○身に覚えのない架空請求メールや、表示が分かりにくかったために無料と思ってアクセスしたアダルトサイトの請求画面は、無視しましょう。

○詐欺被害回復のために、事業者と直接交渉ができるのは、代理権を委任できる弁護士や司法書士だけです。調査会社は、被害回復をうたっていても調査しかできません。

○不安になったり、おかしいなと思うことがあれば、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

<参考> 調査会社が探偵業者として届け出をしても、「返金請求」や「解約交渉」等を行うことは「探偵業の業務の適正化に関する法律」で認められていません。

※2011.6.9 独立行政法人国民生活センターによる注意喚起

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110609\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110609_1.html)

問合せ先 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 (相談専用電話)